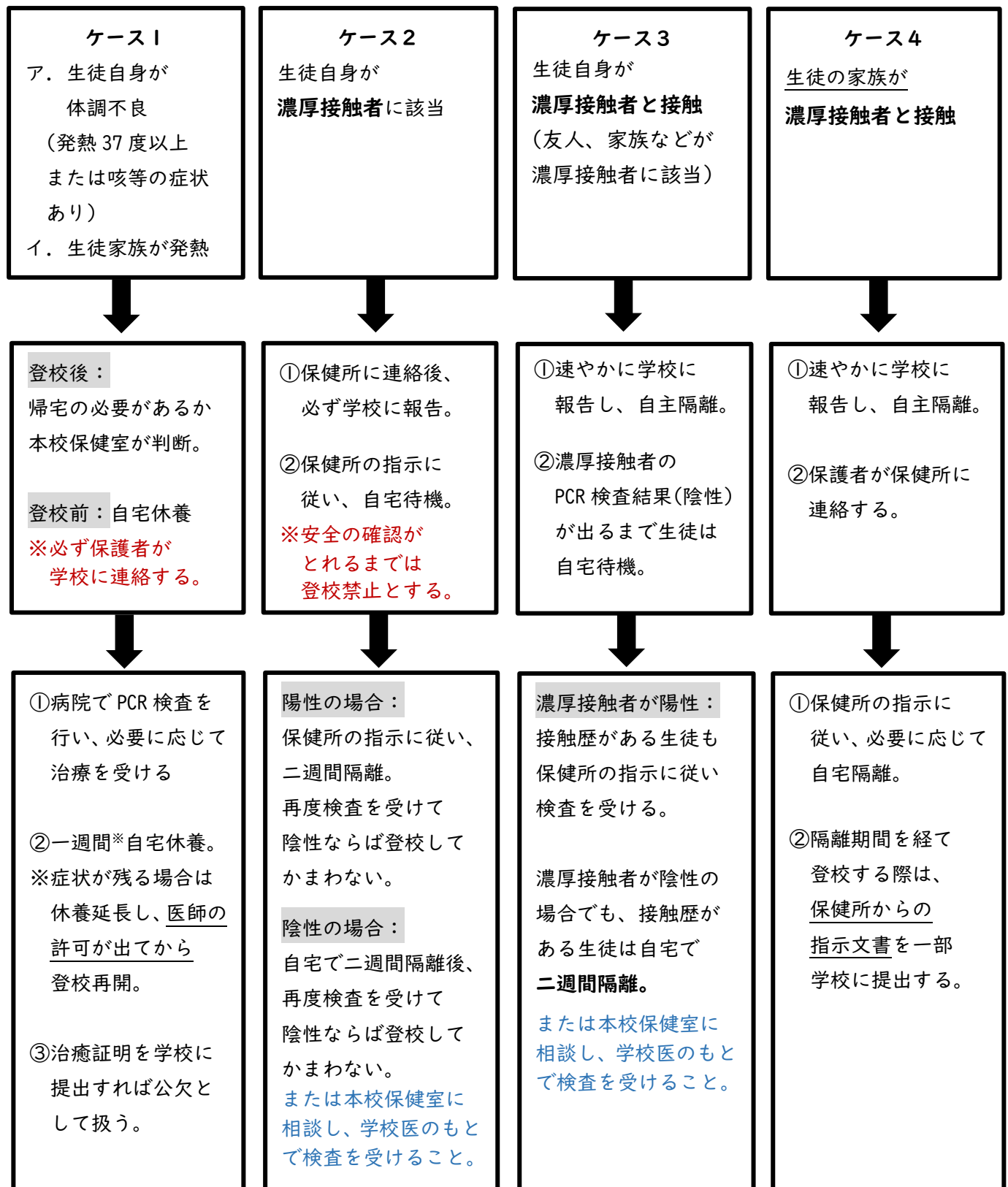


本校における COVID-19 感染者及び濃厚接触者への措置に関する規定

※当該規定は本校保健室及び学校医の監修の下で設けたものである。



- ◆校内の人間が陽性者もしくは濃厚接触者に該当した場合、学校及び保健所から当事者・関係者のみに直接連絡する。該当者以外の生徒・保護者による保健所への個別相談は混乱を招きかねないため、極力避けること。
- ◆隔離期間は原則的に公欠扱いとする。この期間中、保護者は生徒の健康状態を常に把握し、何か異常があれば速やかに学校に連絡すること。
- ◆体調に関する不安や疑問があれば、必ず本校保健室に連絡すること。